

感染症による出席停止と登校許可について

学校保健安全法 19 条により、生徒が同法施行規則 18 条に規定される感染症に罹患した場合、同規則 19 条（下表）の期間出席停止とします。この場合、出席停止後の登校にあたっては①この書面と「登校許可証」を医師に提出し、許可をもらった「登校許可証」を学校に持参し提出してください。また、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの場合は、登校許可願の提出をお願いいたします。②第3種の「*その他の感染症」は、クラス内の感染拡大の可能性のある場合に、学校医の判断で出席停止となります。

分類	特徴	疾患	出席停止期間の基準
第1種	伝染力、重症度から危険性が極めて強い感染症	エボラ出血熱、クリミアコンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (SARS)、中東呼吸器症候群 (MARS)、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等	治癒するまで
第2種	飛沫感染する伝染力の強い感染症	インフルエンザ（第1種以外）	発症した後、5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで
		新型コロナウイルス感染症	発症した後、5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風疹	発疹が消失するまで
		水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核、髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医、その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第3種	放置すれば拡大する可能性のある感染症	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により、医師によって感染の恐れがないと認められるまで
		*その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など	*その他の感染症は、必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置できる疾患です